附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（ロタウイルス感染症の予防接種に係る経過措置）

第三条　この省令の施行前の経口投与であって、第二条の規定による改正後の予防接種実施規則第二十二条に規定するロタウイルス感染症の経口投与に相当するものについては、当該経口投与を同条に規定するロタウイルス感染症の経口投与と、当該経口投与を受けた者を同条の規定による経口投与を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。

○国土交通省令第一号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十三条第四項、第十三条の二第四項、第十三条の三、第十三条の四（同法第十七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項から第三項まで及び第六項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第四項、第二十条第一項、第二十一条、第百三十七条第一項及び第二項、第百三十七条の二並びに第百三十七条の四並びに運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項第二号の規定に基づき、航空法施行規則及び運輸安全委員会設置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則及び運輸安全委員会設置法施行規則の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（整備手順書） **第五条の五**　整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。 一・二　（略） （削る） 三　（略） **第十四条の二**　（略） 2～11　（略） 12　第二十三条の十の規定は、前条第一項の承認を受けた者であつて、本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものについて準用する。 **第十五条**　（略） 2　（略） 3　第一項の認定を受けた装備品又は部品は、法第十条第四項又は法第十八条第二項の検査においては、法第十条第四項第一号の基準に適合しているものとみなす。 **第十六条の二**　航空機の使用者は、耐空証明書の記載事項に変更（国土交通大臣が軽微と認めるものに限る。）を生じ、又はこれを失い、破り、若しくは汚したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第八号の二様式）に、書換えの理由を証する書類（記載事項を変更しようとする場合に限る。）及び当該耐空証明書（失つた場合を除く。）を添えて、当該耐空証明書を交付した者に提出しなければならない。 2　前項の申請を受けた者は、当該申請が正当であると認めるときは、耐空証明書を再交付する。	（整備手順書） **第五条の五**　整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。 一・二　（略） 三　（略） 四　（略） **第十四条の二**　（略） 2～11　（略） （新設） **第十五条**　（略） 2　（略） 3　第一項の認定を受けた装備品又は部品は、法第十条第四項又は法第十七条第二項の検査においては、法第十条第四項第一号の基準に適合しているものとみなす。 **第十六条の二**　航空機の使用者は、耐空証明書を失い、破り、又は汚したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第八号の二様式）に、耐空証明書（失つた場合を除く。）を添えて、その耐空証明書を交付した者に提出しなければならない。 （新設）